資料1-3

平成 26 年度　都道府県単位保険料率の決定について（案）

標記について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 1 項の規定及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）に基づき、以下のとおり決定する。

なお、平成 26 年度の都道府県単位保険料率は、平成 25 年度の保険料率と同じであり、激変緩和率は平成 25 年度と同じ 2.5/10 を前提としている。

１．都道府県単位保険料率

北海道	１０．１２％	滋賀県	９．９７％
青森県	１０．００％	京都府	９．９８％
岩手県	９．９３％	大阪府	１０．０６％
宮城県	１０．０１％	兵庫県	１０．００％
秋田県	１０．０２％	奈良県	１０．０２％
山形県	９．９６％	和歌山県	１０．０２％
福島県	９．９６％	鳥取県	９．９８％
茨城県	９．９３％	島根県	１０．００％
栃木県	９．９５％	岡山県	１０．０６％
群馬県	９．９５％	広島県	１０．０３％
埼玉県	９．９４％	山口県	１０．０３％
千葉県	９．９３％	徳島県	１０．０８％
東京都	９．９７％	香川県	１０．０９％
神奈川県	９．９８％	愛媛県	１０．０３％
新潟県	９．９０％	高知県	１０．０４％
富山県	９．９３％	福岡県	１０．１２％
石川県	１０．０３％	佐賀県	１０．１６％
福井県	１０．０２％	長崎県	１０．０６％
山梨県	９．９４％	熊本県	１０．０７％
長野県	９．８５％	大分県	１０．０８％
岐阜県	９．９９％	宮崎県	１０．０１％
静岡県	９．９２％	鹿児島県	１０．０３％
愛知県	９．９７％	沖縄県	１０．０３％
三重県	９．９４％		

２．適用時期

平成 26 年３月分（任意継続被保険者にあっては、同年４月分）の保険料額から適用